

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の7第2項

【提出先】

福岡財務支局長

【提出日】

2020年8月13日

【四半期会計期間】

第103期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】

株式会社 佐賀共栄銀行

【英訳名】

THE SAGA KYOEI BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】

取締役頭取 二 宮 洋 二

【本店の所在の場所】

佐賀県佐賀市松原四丁目2番12号

【電話番号】

0952(26)2161(代表)

【事務連絡者氏名】

総合企画部長 平 山 修

【最寄りの連絡場所】

佐賀県佐賀市松原四丁目2番12号

【電話番号】

0952(26)2161(代表)

【事務連絡者氏名】

総合企画部長 平 山 修

【縦覧に供する場所】

株式会社佐賀共栄銀行 福岡支店
(福岡市博多区店屋町8番30号 博多フコク生命ビル5階)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第102期 第1四半期 累計期間	第103期 第1四半期 累計期間	第102期
会計期間		(自2019年 4月1日 至2019年 6月30日)	(自2020年 4月1日 至2020年 6月30日)	(自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)
経常収益	百万円	1,585	1,446	5,896
経常利益	百万円	306	147	98
四半期純利益	百万円	182	86	—
当期純利益	百万円	—	—	485
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	—	—	—
資本金	百万円	2,679	2,679	2,679
発行済株式総数	千株	22,034	22,034	22,034
純資産額	百万円	14,249	14,172	13,675
総資産額	百万円	267,626	284,508	258,056
1株当たり四半期純利益	円	8.35	3.96	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	22.22
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—
1株当たり配当額	円	—	—	7.00
自己資本比率	%	5.32	4.98	5.29

(注) 1. 当行は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 当行は関連会社がないため、「持分法を適用した場合の投資利益」の記載はしておりません。

4. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」については、潜在株式がないため記載しておりません。

5. 「自己資本比率」は、(四半期)期末純資産の部合計を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当行が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、関係会社については、該当ありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の内容について、重要な変更はありません。また、当第1四半期累計期間において、重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期末の財政状態につきましては、総資産は前事業年度末比264億52百万円増加して2,845億8百万円、純資産は前事業年度末比4億96百万円増加して141億72百万円となりました。

預金残高につきましては、個人預金、法人預金、公金預金のいずれもが増加し、前事業年度末比248億60百万円増加して2,541億74百万円となりました。

貸出金残高につきましては、新型コロナウィルス拡大の影響を受けられたお客さまへの資金繰り支援に努めた結果、前事業年度末比94億67百万円増加して1,930億92百万円となりました。

有価証券残高につきましては、債券の償還等により、前事業年度末比4億81百万円減少して590億10百万円となりました。

損益につきましては、経常収益は貸出金利息は増加したものの、有価証券利息配当金が減少したため、前年同期比1億39百万円減少して14億46百万円となりました。

経常費用につきましては、貸倒引当金の増加等により、前年同期比19百万円増加して12億99百万円となりました。

この結果、当第1四半期の経常利益は前年同期比1億59百万円減少して1億47百万円となりました。

また、四半期純利益は前年同期比96百万円減少して86百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

(経営成績説明) 国内業務部門では、資金運用収支は11億55百万円となり、役務取引等収支は 30百万円、その他業務収支は 5百万円となりました。

国際業務部門では、資金運用収支は 8百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期累計期間	1,194	7	1,202
	当第1四半期累計期間	1,155	8	1,163
うち資金運用収益	前第1四半期累計期間	1,229	7	1,237
	当第1四半期累計期間	1,180	8	1,189
うち資金調達費用	前第1四半期累計期間	35	—	35
	当第1四半期累計期間	25	—	25
役務取引等収支	前第1四半期累計期間	14	—	14
	当第1四半期累計期間	30	—	30
うち役務取引等収益	前第1四半期累計期間	159	—	159
	当第1四半期累計期間	150	—	150
うち役務取引等費用	前第1四半期累計期間	174	—	174
	当第1四半期累計期間	181	—	181
その他業務収支	前第1四半期累計期間	83	0	82
	当第1四半期累計期間	5	—	5
うちその他業務収益	前第1四半期累計期間	83	—	83
	当第1四半期累計期間	0	—	0
うちその他業務費用	前第1四半期累計期間	0	0	0
	当第1四半期累計期間	5	—	5

(注)「国内業務部門」とは円建取引、「国際業務部門」とは外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

(経営成績説明) 国内業務部門では、役務取引等収益は1億50百万円となり、役務取引等費用は1億81百万円となりました。

国際業務部門では、該当事項はありません。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期累計期間	159	—	159
	当第1四半期累計期間	150	—	150
うち預金・貸出業務	前第1四半期累計期間	49	—	49
	当第1四半期累計期間	51	—	51
うち為替業務	前第1四半期累計期間	49	—	49
	当第1四半期累計期間	49	—	49
うち証券関連業務	前第1四半期累計期間	21	—	21
	当第1四半期累計期間	17	—	17
うち代理業務	前第1四半期累計期間	29	—	29
	当第1四半期累計期間	25	—	25
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期累計期間	1	—	1
	当第1四半期累計期間	1	—	1
うち保証業務	前第1四半期累計期間	8	—	8
	当第1四半期累計期間	3	—	3
役務取引等費用	前第1四半期累計期間	174	—	174
	当第1四半期累計期間	181	—	181
うち為替業務	前第1四半期累計期間	7	—	7
	当第1四半期累計期間	7	—	7

(注) 「国内業務部門」とは円建取引であります。「国際業務部門」とは外貨建取引で、該当はありません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期会計期間	235,564	—	235,564
	当第1四半期会計期間	254,174	—	254,174
うち流動性預金	前第1四半期会計期間	103,305	—	103,305
	当第1四半期会計期間	121,856	—	121,856
うち定期性預金	前第1四半期会計期間	131,076	—	131,076
	当第1四半期会計期間	130,992	—	130,992
うちその他	前第1四半期会計期間	1,182	—	1,182
	当第1四半期会計期間	1,325	—	1,325
譲渡性預金	前第1四半期会計期間	—	—	—
	当第1四半期会計期間	—	—	—
総合計	前第1四半期会計期間	235,564	—	235,564
	当第1四半期会計期間	254,174	—	254,174

(注) 1. 「国内業務部門」とは円建取引であります。「国際業務部門」とは外貨建取引で、該当はありません。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第1四半期会計期間		当第1四半期会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	181,644	100.00	193,092	100.00
製造業	5,479	3.02	6,169	3.20
農業, 林業	542	0.30	665	0.34
漁業	23	0.01	16	0.01
鉱業, 採石業, 砂利採取業	67	0.04	50	0.03
建設業	9,815	5.40	12,194	6.32
電気・ガス・熱供給・水道業	11,357	6.25	13,750	7.12
情報通信業	229	0.13	519	0.27
運輸業, 郵便業	2,726	1.50	3,556	1.84
卸売業, 小売業	9,652	5.31	11,873	6.15
金融業, 保険業	3,143	1.73	2,697	1.40
不動産業, 物品賃貸業	50,679	27.90	53,393	27.65
各種サービス業	25,335	13.95	30,436	15.76
地方公共団体	20,314	11.18	17,326	8.97
その他	42,276	23.28	40,442	20.94
国際業務部門	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—
農業, 林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業, 郵便業	—	—	—	—
卸売業, 小売業	—	—	—	—
金融業, 保険業	—	—	—	—
不動産業, 物品賃貸業	—	—	—	—
各種サービス業	—	—	—	—
地方公共団体	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	181,644	—	193,092	—

(注)「国内業務部門」とは円建取引であります。「国際業務部門」とは外貨建取引で、該当はありません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当行が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,034,500	同 左	非上場	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。 単元株式数は1,000株。
計	22,034,500	同 左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	—	22,034	—	2,679	—	1,259

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年3月31日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 172,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,563,000	21,563	同上
単元未満株式(注)	普通株式 299,500	—	一単元(1,000株)未満の株式。
発行済株式総数	22,034,500	—	—
総株主の議決権	—	21,563	—

(注) 「単元未満株式」には、当行所有の自己株式487株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在					
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社佐賀共栄銀行	佐賀市松原四丁目2番12号	172,000	—	172,000	0.78
計	—	172,000	—	172,000	0.78

(注) 当第1四半期会計期間末の自己株式数は172,728株であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1．当行の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(自2020年4月1日 至2020年6月30日)及び第1四半期累計期間(自2020年4月1日 至2020年6月30日)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
- 3．当行は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
現金預け金	13,540	31,389
有価証券	² 59,492	² 59,010
貸出金	¹ 183,625	¹ 193,092
その他資産	570	575
有形固定資産	2,477	2,457
無形固定資産	405	379
繰延税金資産	86	—
支払承諾見返	745	665
貸倒引当金	2,887	3,062
資産の部合計	258,056	284,508
負債の部		
預金	229,313	254,174
借入金	12,200	13,200
その他負債	1,621	1,742
賞与引当金	53	—
役員退職慰労引当金	79	64
睡眠預金払戻損失引当金	130	117
繰延税金負債	—	134
再評価に係る繰延税金負債	236	236
支払承諾	745	665
負債の部合計	244,380	270,336
純資産の部		
資本金	2,679	2,679
資本剰余金	1,259	1,259
利益剰余金	8,430	8,429
自己株式	71	71
株主資本合計	12,297	12,297
その他有価証券評価差額金	881	1,379
土地再評価差額金	496	496
評価・換算差額等合計	1,377	1,875
純資産の部合計	13,675	14,172
負債及び純資産の部合計	258,056	284,508

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
経常収益	1,585	1,446
資金運用収益	1,237	1,189
(うち貸出金利息)	925	972
(うち有価証券利息配当金)	308	213
役務取引等収益	159	150
その他業務収益	83	0
その他経常収益	¹ 105	¹ 106
経常費用	1,279	1,299
資金調達費用	35	25
(うち預金利息)	35	25
役務取引等費用	174	181
その他業務費用	0	5
営業経費	880	860
その他経常費用	² 188	² 226
経常利益	306	147
特別利益	0	0
固定資産処分益	0	0
税引前四半期純利益	306	147
法人税、住民税及び事業税	97	39
法人税等調整額	26	21
法人税等合計	123	60
四半期純利益	182	86

【注記事項】

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症に伴う会計上の見積りに用いた仮定は、直近の新型コロナウイルス感染症拡大の状況や経済、市場動向を踏まえ、前事業年度の有価証券報告書（追加情報）の記載から重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
破綻先債権額	13百万円	21百万円
延滞債権額	4,099百万円	4,317百万円
3ヵ月以上延滞債権額	205百万円	112百万円
貸出条件緩和債権額	234百万円	231百万円
合計額	4,553百万円	4,683百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
	1,505百万円	1,650百万円

(四半期損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
株式等売却益	101百万円	105百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
株式等売却損	40百万円	10百万円
株式等償却	105百万円	31百万円
貸倒引当金繰入額	33百万円	175百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	54百万円	53百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	65	3.0	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	87	4.0	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

1. 事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。
2. 四半期貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

	取得原価(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	5,330	5,737	407
債券	37,715	38,230	514
国債	4,696	4,901	205
地方債	7,498	7,633	135
社債	25,520	25,694	174
その他	14,989	15,367	377
合計	58,035	59,334	1,299

当第1四半期会計期間(2020年6月30日)

	取得原価(百万円)	四半期貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	4,654	5,523	869
債券	36,722	37,161	439
国債	4,696	4,892	196
地方債	7,498	7,627	128
社債	24,526	24,641	114
その他	15,478	16,166	688
合計	56,855	58,852	1,996

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当第1四半期累計期間(事業年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前事業年度における減損処理額は、311百万円(うち、株式311百万円)であります。

当第1四半期累計期間における減損処理額は、31百万円(うち、株式31百万円)であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、四半期会計期間末日(事業年度末日)の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は著しく下落したと判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案して判断しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益	円	8.35	3.96
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	182	86
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	182	86
普通株式の期中平均株式数	千株	21,863	21,861

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月12日

株式会社 佐賀共栄銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川琢也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮川 宏 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社佐賀共栄銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第103期事業年度の第1四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社佐賀共栄銀行の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。